

ガス事業制度検討ワーキンググループ における検討状況について

2019年4月26日

資源エネルギー庁

ガス事業制度検討ワーキンググループについて

- 2018年9月、ガス事業制度の在り方について専門的な見地から詳細な検討を進めるため、総合資源エネルギー調査会電力・ガス基本政策小委員会の下に「ガス事業制度検討ワーキンググループ」を設置した。
- ガス事業制度検討WGは、①規制改革推進会議投資等WGでの御議論を踏まえ、規制改革実施計画（平成30年6月15日閣議決定）へ「ガス小売市場における競争促進」に関するテーマが盛り込まれたこと、②エネルギー基本計画（平成30年7月3日閣議決定）において、ガス取引の活性化に向けた施策等の検討を進め、より競争的な市場環境を整備することとされていること、③小売全面自由化前の制度設計において一部継続検討課題とされていたテーマについて事業者等から検討ニーズが示されていることを踏まえて設置したものである。
- 同WGの委員は学識経験者、弁護士、公認会計士、消費者代表等の有識者から、オブザーバーは新規参入者及び既存事業者の関係者から構成されている。同WGでは、新規参入者等を適時招致し、事業ニーズや各種テーマへの意見を聴取した上で、ガスシステム改革の目的を達するために必要な施策を検討している。

ガス事業制度検討ワーキンググループ 委員等名簿

(委員)

座長	山内 弘隆	一橋大学大学院経営管理研究科 特任教授
	市村 拓斗	森・濱田松本法律事務所 弁護士
	大石 美奈子	日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 代表理事・副会長
	男澤 江利子	有限責任監査法人トーマツ 公認会計士
	柏木 孝夫	東京工業大学 特命教授
	橘川 武郎	東京理科大学経営学研究科 教授
	草薙 真一	兵庫県立大学国際商経学部 教授
	武田 邦宣	大阪大学大学院法学研究科 教授
	二村 睦子	日本生活協同組合連合会 組織推進本部 本部長
	又吉 由香	みずほ証券株式会社 市場情報戦略部 上級研究員
	松村 敏弘	東京大学社会科学研究所 教授
	山野 泰彦	凸版印刷株式会社 取締役 常務執行役員 製造統括本部長

(オブザーバー)

	押尾 信明	石油連盟 常務理事
	佐藤 美智夫	東京電力エナジーパートナー株式会社 取締役副社長
	沢田 聡	一般社団法人日本ガス協会 専務理事
	戸出 繁	国際石油開発帝石株式会社 国内エネルギー事業本部 ガス事業企画ユニット ジェネラルマネージャー
	中島 俊朗	石油資源開発株式会社 経営企画部長

1. ガス卸供給

2. 一括受ガス

新たな卸取引活性化策（スタートアップ卸）のコンセプト

- 都市ガス市場の特性・競争状況を踏まえつつ、特に一般家庭向けガス小売事業への参入促進を目的として、新規参入者への都市ガスの卸供給を促す具体的な取組を検討した。
- ガス事業制度検討WGでの議論を踏まえ、一定の市場規模がある供給区域において大半又は唯一の都市ガス供給能力を有する第1・第2グループの旧一般ガス事業者に、新規参入に必要な都市ガスを、旧一般ガス事業者の小売事業との競争性を需要場所毎に確保できる価格水準で卸す取組を求めることとした（通称「スタートアップ卸」）。
- スタートアップ卸により、新規参入がこれまでなかった5事業者の供給区域、具体的にはスイッチング申込件数がゼロだった北海道、東北、中国地方等においても競争活性化が期待される。
- スタートアップ卸の受付開始時期は2019年7月まで、供給開始時期は2020年3月までを目標としている。
第1・第2グループの旧一般ガス事業者

1G事業者	地方	市場規模※1 (2016年度)	新規参入者の 有無※2
東京ガス	関東	132億m ³ /年	有
大阪ガス	近畿	82億m ³ /年	有
東邦ガス	中部	37億m ³ /年	有

2G事業者	地方	市場規模※1 (2016年度)	新規参入者の 有無※2
西部ガス	九州	7.9億m ³ /年	有
北海道ガス	北海道	5.5億m ³ /年	無
仙台市ガス	東北	2.7億m ³ /年	無
静岡ガス	中部	8.1億m ³ /年	無
広島ガス	中国	4.4億m ³ /年	無
日本ガス	九州	1.0億m ³ /年	無

※1 ガス事業便覧平成29年版上のガス販売量を45MJ/m³で体積換算したもの

※2 一般家庭向けの供給を行う新規ガス小売事業者の有無。2018年11月末時点

スタートアップ卸の卸価格について

- 新規参入者が小売事業へ参入するためには、旧一般ガス事業者の小売事業との競争性を需要毎に確保できる価格水準で、都市ガスを調達できる環境が必要である。また、通常の相対契約では都市ガスの最大流量等を踏まえた交渉を通じて卸価格が決定されていることや、卸元事業者間の卸価格競争が行われうることも踏まえた活性化策の設計が必要である。
- 卸価格については、需要場所毎に、「供給量と時間流量の情報に基づき適用される旧一般ガス事業者の標準メニューの最も低廉な小売料金」から「一定経費※」を控除したものを上限価格として設定することとし、その下で個別の価格交渉を可能とした。
※一定経費には、①ガス小売事業の家庭向け営業に係る労務費、②小売供給契約締結後の小売供給の実務に要する費用、③ガス小売事業に係る広告宣伝費が、託送料金を下回らない範囲で計上される。
- 本取組では、卸元事業者間の卸価格競争が行われうることを踏まえ、上限卸価格の水準を非公表とすることを許容する一方で、本取組の利用事業者が直面する卸価格が上限卸価格以下の水準に収まっているかを経済産業省が確認するスキームを構築した。

1. ガス卸供給

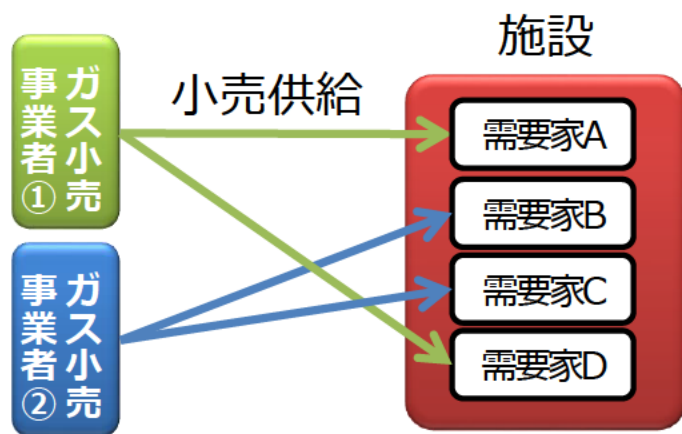
2. 一括受ガス

一括受ガスの概要

- 一括受ガスとは、施設の管理事業者等が、小売供給契約上の需要家としてガスを一括して調達し、調達したガスを最終的な使用者へ受け渡す行為をさす（注）。
- ガス小売全面自由化前の時点では、ガスシステム改革小委員会において、保安、受ガス実態、スイッチング選択肢等の観点から踏まえ、一括受ガスの許容はしないと整理された。

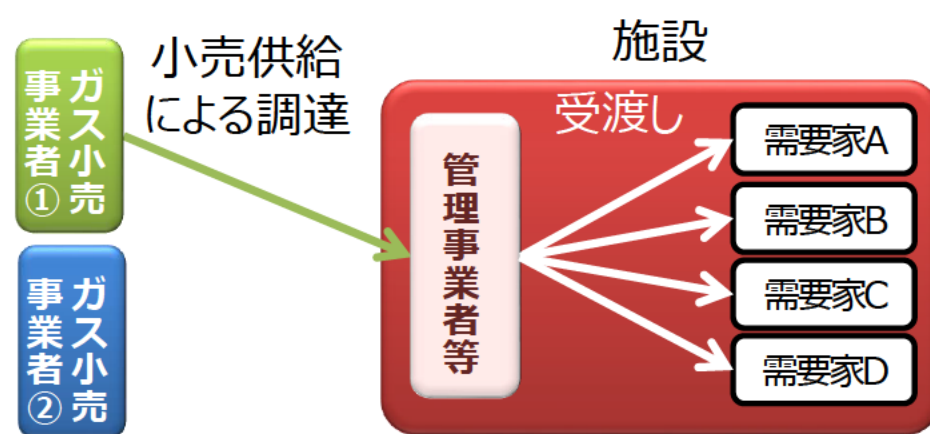
通常の小売供給のイメージ

小売供給契約の主体は**最終需要家**



一括受ガスのイメージ

小売供給契約の主体は**管理事業者等**



(注) 施設共用部にガス消費機器があり、管理事業者自身が当該機器で消費するガスの「最終的な使用者」になる場合と、管理事業者自身で消費するガスがない場合があるが、いずれの場合も施設各戸の居住者等が消費する全てのガスを管理事業者が購入し、これを各戸の居住者等に受け渡す行為を伴う。

事業者からの提案

- ガス事業制度検討WGでは新規参入者より、ガスシステム改革の目的である「利用メニューの多様化」と「事業機会の拡大」の観点から、「一括受ガスの制度化」又は「既存の一括受ガス状態の期限を区切った解消」の提案があった。

(参考) 第2回ガス事業制度検討WG (2018年10月29日) 資料5 関西電力資料より抜粋

まとめ

11

- 現状、テナントビル等で既に一括受ガス状態にあるものが存在しており、保安上の支障が発生しておらず、需要家にとってもメリットがあるとはいえ、同じ建物形態・ガス使用形態の全ての需要家に開かれたしくみとなっていません。
- 同じ建物形態・ガス使用形態の全ての需要家が、託送料金上公平に扱われるよう、
 - A. 一括受ガスを制度化する
 - B. 既存の一括受ガス状態を期限を区切って解消する
のどちらかの整理をお願いしたいと考えております。

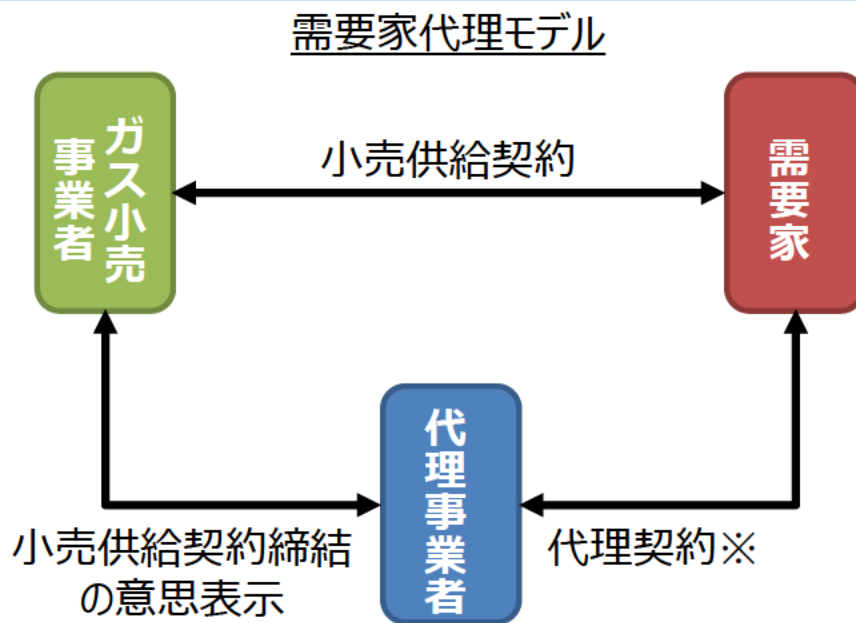
以上

一括受ガスに関する議論まとめ

- 新規参入者等の提案を踏まえ、ガス事業制度検討WGにおいて、新規参入者の提案を含む複数の一括受ガスの事業モデルについて精査いただいた。議論の概要は下記のとおり。
 - 一括受ガス事業者が負担すべきコストを一般ガス導管事業者に寄せるクリームスキミングは不適當である。
 - 一括受ガスの物件とそれ以外における、需要家間の託送料金負担の公平性確保も重要な課題である。
 - 「一括契約・導管事業者保安・低圧引き込みモデル」又は「一括・各戸供給混合モデル」については、電気のホワイトラベルと同様に、事業法上の需要家保護が担保されず、需要家が自らの意思でスイッチングできない問題点がある。需要家保護とスイッチング選択肢の問題は、以下のモデルにも共通である。
 - 「一括契約・一括事業者保安・低圧引き込みモデル」については、保安レベルの現状を勘案すれば、内管保安責任を導管網全体で導管事業者が担う整理が合理的であり、一括事業者が担う整理へ見直す状況にはない。
 - 「一括契約・中圧引き込みモデル」については、中圧引き込みの集合住宅が極めて限定的な事例であって事業者ニーズが想定しづらい。また、低圧引き込み物件への中圧引き込み・整圧器設置はコスト増要因であって、経済合理性がない。
- ガス事業制度検討WGにおける議論の結果、新規参入者ニーズである「需要家の利用メニューの多様化」と「ガス小売事業者による販売経費等の圧縮、安価な料金メニューの適用」は、需要家代理モデルを活用したガス小売事業者の一括営業によって、ガス事業法上の需要家保護とスイッチング選択肢を確保しつつ実現可能であると整理された。
- 上記の整理を踏まえ、需要家代理モデルの適切な活用方法等をガイドラインへ明確化する。
- また、現存する不適切な契約の是正については、これまでも事業者に対応を求めてきたところではあるが、新規参入者からの提案やガス事業制度検討WGでの議論を踏まえ、2019年度中と期限を区切って是正対応を求めることとした。一般ガス導管事業者、ガス小売事業者及び需要家向けの是正依頼文を、2019年3月29日付けでガス市場整備室より発出したところ。今後も、是正対応の進捗を適時管理する。

需要家代理モデルの概要

- 需要家代理モデルとは、代理事業者が需要家に代わって、ガス小売事業者との料金交渉や料金請求等をまとめて行うことや、代理サービスを他のサービスとセットで提供すること等により、需要家にメリットをもたらすモデルである。
- 代理事業者はあくまで「需要家の代理」であり、小売供給契約の名義人は需要家である最終使用者自身である。よって、需要家代理モデルにおいては、ガス事業法上の需要家保護が最終使用者に及び、また、最終使用者は自ら小売供給契約を見直しうる。



代理事業者はあくまで「需要家の代理」であり、小売供給契約の主体はガス小売事業者と需要家。
※こうした代理サービスを通信など他のサービスとのセットで提供することも許容される。

參考資料

スタートアップ卸の全容 1/4

- スタートアップ卸の全容は次のとおり。卸元事業者はこれらの内容で、2019年7月までの利用受付開始、2020年3月までの卸供給開始に取り組むこととなった。

趣旨

- ガスシステム改革の目的たる「安定供給」「ガス料金の最大限抑制」「メニューの多様化と事業機会の拡大」「ガスの利用拡大」に資する事業者の、特に一般家庭向けガス小売事業への新規参入を支援するための、都市ガスの卸供給促進

位置付け

- 「適正なガス取引についての指針」の積極的なガスの卸供給に関する記載を踏まえた、旧一般ガス事業者の自主的取組

開始目標

- 2019年7月までの利用受付開始、2020年3月までの卸供給開始

対象区域

- 第1グループ及び第2グループの旧一般ガス事業者の供給区域

卸元事業者

- 第1グループ及び第2グループの旧一般ガス事業者

利用事業者

- 対象区域においてガス小売事業に新規参入しようとする又は参入した事業者であって、下記の事業者を除くもの。
 - ① ガス発生設備を保有する事業者並びにその子会社、親会社、兄弟会社、関連会社及びその他の関係会社
 - ② 今回の取組に係る供給区域（当該供給区域に導管で接続された供給区域を含む。）における、卸供給契約期間前の直近1年間の需要規模が7,000万m³以上のガス小売事業者並びにその子会社、親会社、兄弟会社、関連会社及びその他の関係会社
 - ③ 自主的取組の利用事業者の子会社、親会社、兄弟会社、関連会社及びその他の関係会社
- ガス発生設備を保有することとなった利用事業者又はそのグループ会社は、当該ガス発生設備の営業運転開始まで本取組を利用可能とする。
- 本取組の利用開始後に需要規模が7,000万m³/年を超えた利用事業者は、次の契約更新の時点まで本取組を利用可能とする。

スタートアップ卸の全容 2/4

- スタートアップ卸の全容の続き。

卸供給の形態

- ワンタッチ卸による需要場所の需要の全量供給

契約期間

- 1年間（更新可能）
- 契約期間中であっても、卸価格の変動（原料費調整に相当する価格変更）・改定（変動以外の理由による価格変更）や利用上限内での追加調達は、契約内容に随時反映される。

卸価格の設定

- 需要場所毎に、「供給量と時間流量の情報に基づき適用される旧一般ガス事業者の標準メニューの最も低廉な小売料金」から「一定経費」を控除し算定した上限卸価格の下で、卸元事業者と利用事業者が個別に卸価格を交渉する。
- 一定経費には、①ガス小売事業の家庭向け営業に係る労務費、②小売供給契約締結後の小売供給の実務に要する費用、③ガス小売事業に係る広告宣伝費が、託送料金を下回らない範囲で計上される。
- 上限卸価格表の算定根拠の時点は、当該表の設定時の直近年度とする。

卸価格の改定

- 卸価格の値上げ予告は、値上げの3ヶ月以上前に卸元事業者から利用事業者へ行う。
- 卸価格の値下げ予告は、上限卸価格の算定要素となる小売料金と卸価格の値下げが連動する場合、値下げの事前に卸元事業者から利用事業者へ行い、小売料金と卸価格の値下げタイミングを一致させる。

卸価格の確認

- 卸価格の水準は原則非公表とする。
- 上限卸価格の水準・算定根拠の確認、上限卸価格と個別卸価格の比較といった卸価格関連の状況確認等は、「卸価格関連の状況確認フロー」のように資源エネルギー庁、電力・ガス取引監視等委員会が実施する。

スタートアップ卸の全容 3/4

- スタートアップ卸の全容の続き。

利用上限量

- 利用事業者ごとに、第1グループの供給区域では100万m³/年、第2グループの供給区域では50万m³/年

卸元事業者内での情報管理

- 各卸元事業者には下記3点の情報管理策を最低限として求めつつ、より適切な情報管理体制の構築に向けては、今後の電力・ガス取引監視等委員会での議論の動向を注視する。
 - ①小売業務用から分離された、卸業務専用のシステムアカウント、データフォルダ、メールアドレスを用意する。
 - ②卸業務に関するシステム、情報へのアクセス権限を、卸業務の担当者だけに付与する。
 - ③小売部門の従業員が卸業務も担わざるを得ない場合は、小売と卸の業務時間を分離するとともに、情報管理に関する社内ルールを定める。

フォローアップ

- 本取組の趣旨を踏まえつつ、本取組の利用状況、対象区域の競争状況、市場規模等は将来的にフォローアップを行い、その結果を踏まえて必要に応じて措置を講ずる。

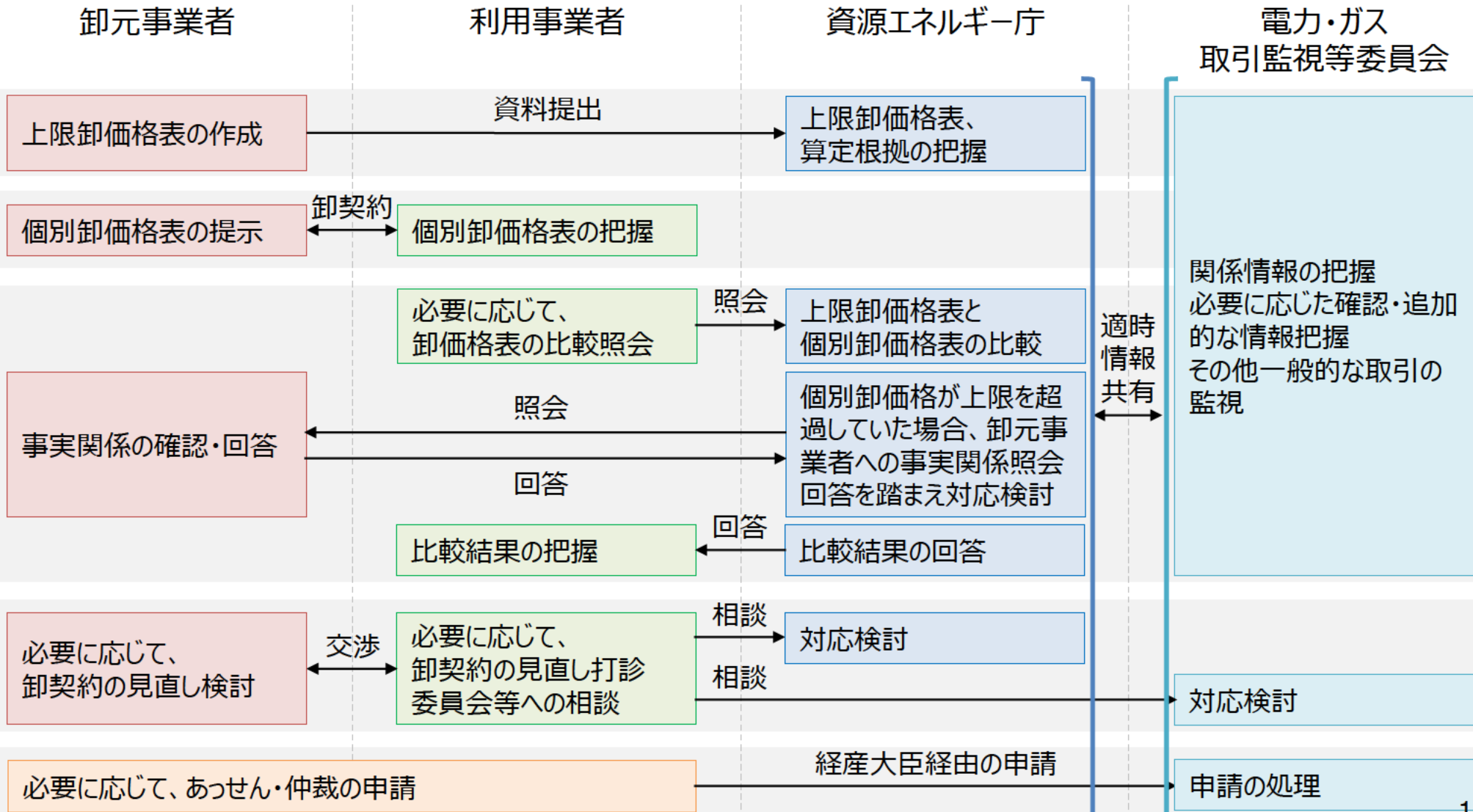
本取組外の卸取引

- 本取組に該当しない基地出口卸、利用上限量以上の卸、利用対象外の事業者向け卸等についても、「適正なガス取引についての指針」の記載や本取組を踏まえて、積極的に行われることが期待される。

スタートアップ卸の全容 4/4

- スタートアップ卸における卸価格関連の状況確認は、下記のような段取りで行う。

卸価格関連の状況確認フロー



(参考) 規制改革実施計画の内容 (ガス卸供給関係)

- 規制改革実施計画 (平成30年6月15日閣議決定) において、ガス小売市場の競争促進のため、卸供給促進のための仕組みについて、2018年度に検討し結論を得て、結論を得次第速やかに必要な措置を講ずることとされた。

<規制改革実施計画 (平成30年6月15日 閣議決定) >

- 事項名
No.33 ガス小売市場における競争促進 (制度的措置を含む支配的事業者等によるガス卸供給の促進)
- 規制改革の内容
ガス小売市場の競争促進のため、取引所取引や、ガス卸市場の支配的事業者等による自社の小売部門と同水準の価格での卸供給を制度的に措置するなど、卸供給促進のための仕組みについて専門的な検討を行い、結論を得て、必要な措置を講ずる。
- 実施時期
平成30年度検討・結論、結論を得次第速やかに必要な措置

ガイドラインの整備方針（案）1/3：一括受ガスについて

- ガス事業制度検討WGでの議論を踏まえ、下記の趣旨も盛り込んだガイドラインの整備を検討中。

一括受ガスについて

1. 一括受ガスが許容されない補足理由

- 一括受ガスには、小売GL上で整理されている受ガス実態がないことや需要家のスイッチング制約が生じること等の課題に加えて、電力分野で認められていないホワイトラベルと同様の供給形態であり、供給元のガス小売事業者と最終的なガスとの間で契約がないため、ガス小売事業者等の供給条件説明義務（ガス事業法第14条第1項）、書面交付義務（ガス事業法第14条第2項及び第15条第1項）、苦情等の処理の義務（ガス事業法第16条）といったガス事業法上の需要家保護を確保できないといった課題があること。

2. 電力分野に関する参考情報

- 受電実態がない者が、需要家に代わり当該事業者の名義で、あるいは需要家の契約名義を当該事業者に書き換えることにより、小売電気事業者等と小売供給契約を締結し、需要家に電気を提供するような行為は、①物理的な電気の使用・受電の実態に即さない契約を生じさせるものであること、②最終的な電気の使用がスイッチングをしたいと考えても、供給元の小売電気事業者と最終的な電気の使用の間で契約関係がないため、簡易・迅速なスイッチングができない等の需要家保護の観点からの問題があることから、許容されていないこと。

(参考) 現行の小売GL上の記載 (一括受ガス関係)

ガスの小売営業に関する指針 (2017年1月制定)

2 営業・契約形態の適正化の観点から問題となる行為及び望ましい行為等

(1) ガス事業法上許容されない営業・契約形態

ア 一括受ガスについて

電力分野では、マンションやオフィスビル等におけるいわゆる高圧一括受電による電気の提供がなされているが、これは、当該マンションやオフィスビル等という一の需要場所における受電実態 (設置された受電設備の所有や維持・管理) を有する高圧一括受電事業者が、当該需要場所におけるマンション各戸や各テナント等の最終的な電気の使用者に電気を提供するものであることから、電気事業法上の規制の対象外と位置づけられている。

一方、マンションやオフィスビル等に対するガスの供給について、低圧導管によって行われる場合においては、敷地外の低圧導管から敷地内の内管を通じて直接マンションの各戸やオフィスビルの各テナント等に対してガスの供給がなされるため、仮に一括受ガス事業者が需要家としてガス事業者から小売供給を受けるといった契約形態が存在したとしても、この者は何らかの設備の保有や維持・管理を行っているわけではないことが多く、それゆえに、ガスの供給を受けているという実態 (以下「受ガス実態」という。) がない場合も想定されるところである。このため、一括受ガス事業者を受ガス実態がない場合において、一括受ガス事業者がマンションの各戸やオフィスビルの各テナント等に対して行うガスの受渡し行為については、受ガス実態がないにもかかわらず、自らが需要家であるかのように装って、形式上ガス事業者からガスの供給を受け、最終的なガスの使用者に当該ガスを使用させるという、実態に則さない契約関係を生じさせるものであることから、このような営業・契約形態はガス事業法上許容すべきものではない (ガス小売事業の登録を受けていない者がこのような行為をした場合には、ガス事業法第3条に違反する無登録営業として罰則 (1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金又はこれらの併科) の対象となり得る (ガス事業法第196条第1号)) 。

また、敷地外の導管が高圧・中圧・低圧のいずれであるにかかわらず、一括受ガス事業者がガバナ (整圧器) などの設備を保有又は維持・管理し、一括受ガス事業者がガス事業者から供給を受けたガスを減圧するなど、当該設備を経由してマンションの各戸やオフィスビルの各テナント等に対してガスを受け渡す行為についても、ガスメーターに係るガス事業法上の保安規制を担保できないこと、同法上当該ガバナ (整圧器) については一般ガス導管事業者には保安義務があり一括受ガス事業者が実質的な維持・管理を行っているとは言えないこと (ガス事業法第61条第1項参照)、マンションの各戸やオフィスビルの各テナント等の需要家によるガスの供給者選択に対し一定の制約を課すことになることなどの理由により、このような営業・契約形態はガス事業法上許容すべきものではない (ガス小売事業の登録を受けていない者がこのような行為をした場合には、ガス事業法第3条に違反する無登録営業として罰則 (1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金又はこれらの併科) の対象となり得る (ガス事業法第196条第1号)) 。

ガイドラインの整備方針（案）2/3：需要家代理について 1/2

- ガス事業制度検討WGでの議論を踏まえ、下記の趣旨も盛り込んだガイドラインの整備を検討中。

需要家代理について

1. 需要家代理モデルの活用で期待されるメリット

- 需要家代理モデルの活用により、ガス小売事業者の一括営業による販売経費等の圧縮を通じた安価な料金メニューの適用や、需要家の利用メニューの多様化が可能であること。

2. 自己契約・双方代理・その他利益相反行為が問題となりうる場合等

- 需要家の代理人が当該需要家との小売供給契約に係るガス小売事業者を兼ねる自己契約又はその代理人を兼ねる双方代理の場合は、原則として無権代理行為となること（民法第108条）。
- 外形的・客観的に考察して、代理行為が代理人にとっては利益となり、需要家にとっては不利益となる場合は、代理契約が利益相反行為として無権代理行為となる可能性があるため、当該代理契約を避けるべきであること。なお、2020年4月1日施行の民法第108条第2項には、自己契約及び双方代理以外の、代理人と本人との利益が相反する行為についても、原則として無権代理行為とみなす規定が新設されること。
- 第三者が需要家の代理人として小売供給契約の締結を申し出た場合には、ガス小売事業者等が需要家への供給条件の説明等の義務を負うことを踏まえ、ガス小売事業者等が、当該代理人が小売供給契約を締結する代理権を有しているかを適切な方法により確認することが望ましいこと。

3. 需要家代理モデルを一括受ガスと区別して営業すること

- 需要家代理モデルに基づくガスの供給を「一括受ガス」と呼称することで、当該供給によりガスの供給者選択に一定の制約を課すことになると需要家へ誤認させる可能性があることから、ガス小売事業者等及び需要家の代理人が当該呼称を使用しないことが望ましいこと。

4. 需要家の代理人から需要家への説明・書面交付等

- 需要家の代理人は、需要家代理に係る手数料等の条件の説明・書面交付を需要家に対して適切に行うべきであること。
- このほか、需要家が無契約状態となる場合に関する手続等の説明等、ガスの小売営業に関する指針でガス小売事業者に求められる各種行為については、需要家代理モデルにおいても代理人が適切に行うべきであること。

5. 需要家代理モデルにおけるスイッチング

- 需要家代理モデルにおける需要家は小売供給契約の主体であり、随時小売供給契約の見直しを行い、ガス小売事業者をスイッチングすることが可能であるが、需要家の代理人は、スイッチングに係る手続を迅速に行うことが望ましいこと。

ガイドラインの整備方針（案）3/3：需要家代理について 2/2

- ガス事業制度検討WGでの議論を踏まえ、下記の趣旨も盛り込んだガイドラインの整備を検討中。

6. 需要家代理モデルへの消費者契約法等の適用可能性

- 需要家代理モデルにおける消費者と代理事業者の代理契約は、消費者契約に該当することから消費者契約法の適用対象となり、代理事業者による不当勧誘や不当条項の使用に該当する可能性があること。
- 消費者契約法上の不当勧誘や不当条項に当たる場合としては、例えば下記のようなものが想定されること。
 - 代理事業者が代理契約の締結について消費者を勧誘をするに際し、消費者に対して、当該代理契約の締結によって小売供給契約に割引が適用される旨を告げ、かつ、当該小売供給契約の割引が適用されなくなる条件又は当該代理契約に係る手数料を告げなかったことにより、消費者が、当該小売供給契約の割引が適用されなくなる条件又は当該代理契約に係る手数料が存在しないとの誤認をし、それによって当該代理契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、当該申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができる可能性があること（消費者契約法第4条第2項）。
 - 代理事業者が代理契約の締結について消費者を勧誘をするに際し、消費者に対して、当該代理契約の締結によって小売供給契約に割引が適用される旨を告げ、かつ、当該代理契約に基づく小売供給契約が民法上の自己契約、双方代理又はその他利益相反行為に該当することを告げなかったことにより、消費者が利益相反関係が存在しないとの誤認をし、それによって当該代理契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、当該申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができる可能性があること（消費者契約法第4条第2項）。
 - 代理事業者はいかなる理由があっても一切損害賠償責任を負わない、代理事業者に責めに帰すべき事由があっても一切損害賠償責任を負わない、又は代理事業者に故意又は過失があっても一切損害賠償責任を負わないといった条項は、債務不履行や不法行為による損害賠償責任の「全部を免除する事項」に該当し、無効となること（消費者契約法第8条第1項第1号及び第3号）。
 - 代理事業者の債務不履行により生じた消費者の解除権を放棄させ、又は当該代理事業者にその解除権の有無を決定する権限を付与する条項は、無効となること（消費者契約法第8条の2）。
 - 消費者が代理契約を解約する際に高額な違約金を請求する条項が代理契約に含まれており、解除に伴う解約料の金額が当該事業者が生ずる「平均的な損害の額」を超える場合には、平均的な損害の額を超える部分が、無効となる可能性があること（消費者契約法第9条第1号）。
 - 消費者が代理事業者を通さず、ガス小売事業者と直接契約を締結・変更・解約することを禁じる条項が代理契約に含まれている場合、消費者にとって誰と契約するかは本来自由であるにもかかわらず、契約相手の選択の自由を制限している点で「公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項」に該当し、無効となる可能性があること（消費者契約法第10条）。
 - 契約期間を設定する際に、いわゆる顧客の囲い込みを目的として、長期間にわたり消費者を拘束する条項が代理契約に含まれている場合、当該条項は、「消費者の利益を一方的に害するもの」に該当し、無効となる可能性があること（消費者契約法第10条）。

(参考) 現行の小売GL上の記載 (需要家代理関係)

ガスの小売営業に関する指針 (2017年1月制定)

1 需要家への適切な情報提供の観点から問題となる行為及び望ましい行為

(2) 契約に先だつて行う説明や契約締結前・締結後交付書面の交付

i) 望ましい行為等

ii) 需要家代理モデルにおける説明等

需要家に代わって、ガス小売事業者との料金交渉や料金請求等をまとめて行うことや、代理服务を他のサービスとセットで提供すること等により、需要家にメリットをもたらす需要家代理モデルが新たに想定される。需要家代理モデルにおける代理事業者はあくまで需要家の代理であつて、小売供給契約の主体はガス小売事業者と当該需要家であることから、このような営業・契約形態は、ガス事業法上の規制の対象外である。

需要家代理モデルの場合、需要家との小売供給契約の内容や解除手続及び苦情・問合せへの対応の適正性については、ガス小売事業者がガス事業法上の責任を負っているが、ガス事業法の規制の対象外であるからといって、需要家の代理事業者が需要家に適切な情報提供をしないことによって、需要家の利益が害されることがあつてはならない。そこで、需要家代理モデルにおける代理事業者は、本指針に定められたガス小売事業者に求められるものと同等の説明・書面交付を需要家に対して適切に行うことが望ましい。これにより、需要家に対して料金その他の供給条件に係る十分な説明が行われないうちに起因するトラブルの発生を未然に防止するとともに、需要家が料金その他の供給条件を十分に理解した上で小売供給を受けることができる環境が整備されることが期待される。

以下に、需要家代理モデルのモデル図を示す。

【需要家代理モデル】



代理事業者はあくまで「需要家の代理」であり、小売供給契約の主体はガス小売事業者と需要家。
(※) こうした代理服务を通信など他のサービスとのセットで提供することも許容される。

(参考) 規制改革実施計画の内容 (一括受ガス)

- 一括受ガスの容認その他消費者の利益を最大限実現するための措置については、規制改革実施計画（平成30年6月15日閣議決定）において、2018年度に検討し、結論を得て、必要に応じて速やかに措置を講ずることとされた。

<規制改革実施計画（平成30年6月15日 閣議決定）>

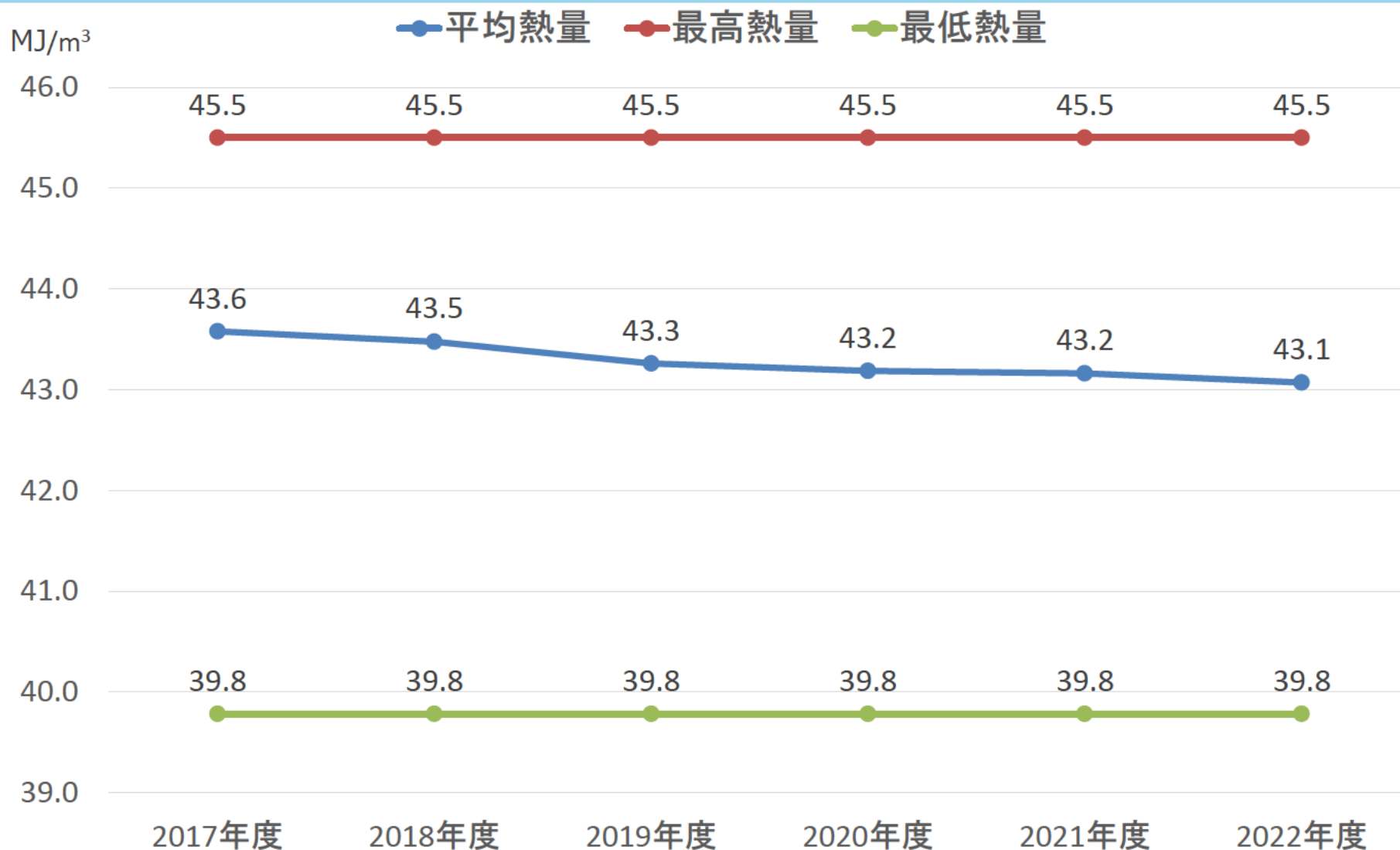
- 事項名
No.32 ガス小売市場における競争促進（一括受ガスによる小売間競争の促進）
- 規制改革の内容
一括受ガスの容認その他消費者の利益を最大限実現するための措置について検討し、結論を得て、必要に応じて措置を講ずる。その際、消費者の利益や託送料金負担の公平性に十分配慮しつつ、一括受電の事業実態を確認しながら、消費者代表や専門家、新規参入が見込まれる事業者など幅広い関係者から意見を聴取する。
- 実施時期
平成30年度検討・結論、結論を得次第必要に応じて速やかに措置

熱量バンド制に関する検討状況

- 熱量バンド制の導入を検討するに当たり、議論の前提となる熱量バンド制を導入した場合のガス機器等への影響調査、熱量バンド制が実施されている諸外国の実態調査等を2018年度に開始した。
 - (1) 熱量バンド制に移行した場合のガス機器への安全面・性能面等の影響、影響のある燃焼機器の対応策の検討等に関する調査
 - 影響等調査は、ガス機器メーカーへのヒアリング調査及び検査機関等での実機調査（ガスコンロ、エネファーム）によるガス機器への影響調査と対応策の検討等を実施。
 - 本調査を実施する際のバンド幅は、
 - ① 主なLNG調達事業者が調達するLNGの熱量を踏まえた40MJ～46MJ/m³
 - ② 大半のガス機器が対応しているガスグループ（13A）の熱量を踏まえた42MJ～46MJ/m³の2種類のバンド幅での影響を調査。
 - (2) 諸外国における熱量バンド制に関する実態調査
 - 韓国、欧州及び米国について、熱量に関連する規制の概要、ガスの供給の運用実態（熱量調整設備の有無、規制と運用実態での熱量バンド幅の違い等）、熱量バンド制によるガス機器への影響とその対応策、熱量バンド制における課金方法（熱量計の設置箇所等）、環境規制への影響等を調査。
- 2019年度もガス機器等への追加影響調査（経年機器等）と熱量バンド制に移行した場合の対策コスト試算等の各種調査を実施し、その結果も踏まえて、ガス事業制度検討WGで具体的な検討を進める。

(参考) 主なLNG調達事業者が調達するLNGの熱量について

- 主なLNG調達事業者が調達するLNGの最高熱量と最低熱量の幅は約40MJ/m³～46MJ/m³で推移し、平均熱量（加重平均）は減少傾向となる見込み。

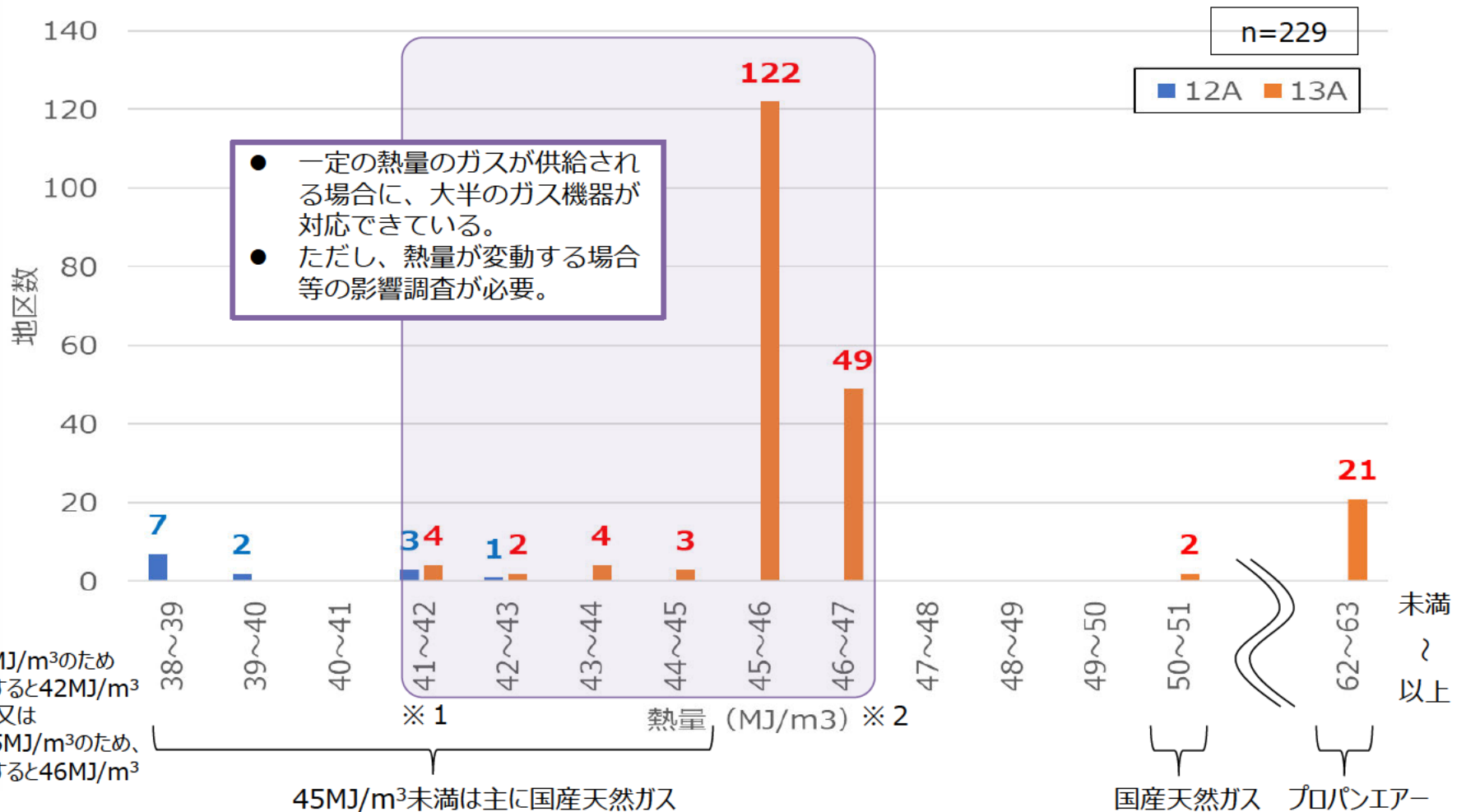


※LNG調達事業者各社からの情報に基づき資源エネルギー庁が作成

(参考) 都市ガスのガスグループについて

- 都市ガスは7つのガスグループに分かれているが、現在供給されているガスのほとんどが13Aである。
 (旧一般ガス事業者の需要家数 (2017年3月末時点) に占める13Aのガスグループは約99%)
 13Aのガスグループのガスの熱量の下限値は約42MJ/m³。

旧一般ガス事業者の供給約款 (小売) における標準熱量毎の地区数 (2017年3月末時点)



(参考) 熱量バンド制への移行によるガス機器への影響調査

- 熱量バンド制に移行した場合のガス機器への安全面・性能面等の影響及び対応策等の調査について、2018年度は家庭用・業務用のガス機器や、産業用ガス機器のメーカーへのヒアリング調査及び実機検証（ガスこんろ、エネファーム）を実施した。
 - ヒアリング調査では、ほぼ全てのガス機器で安全面・性能面等に影響が出る、又は影響が出る可能性があるという回答であった。一部の工業炉の機器では、バンド幅が40～46MJ/Nm³の範囲内で熱量の変動速度を一定の範囲内に抑えた場合、バンド幅を加味した空気比設定とすることで、影響を抑えられる可能性もあるとの回答もあった。

また、過去の実機検証を踏まえた影響として、ガスヒートポンプ（GHP）で一時的に一酸化炭素が発生する可能性があるといった回答や、ガスエンジンで熱量の変動が瞬時に行われた場合に空気比制御が対応できず、ノッキングによるエンジン損傷、不完全燃焼や失火の可能性があるとといった回答もあった。
 - 実機検証を行ったガスこんろでは、省令・JIS等で定められている安全面の基準値を超えないことが確認された。性能面では一定の温度までの加熱時間が42MJ/Nm³と46MJ/Nm³との比較で約8%、40MJ/Nm³と46MJ/Nm³との比較では約10%の差が発生するなどの影響が確認された。また、自動調理機能（熱量が一定であることを前提に燃焼時間を制御している機器）では、湯沸かし時間や焼き色に差が出るなど仕上がりへの影響が想定されるという声があった。

エネファームでは、省令やJIS等で決められている安全面の基準値を超えないことが確認された。また、運転停止等の異常は確認できなかったが、設計余裕度により影響が軽減されたと考えられる。余裕がない運転状態では、負荷変動や温度低下などが発生すると、運転停止の可能性もある。さらに、このような運転状態が継続することで耐久性が低下する可能性も大きいことが想定されるという声があった。
 - ヒアリングや実機検証の結果を踏まえた、調査実施者や関係者による検討会においては、熱量変動による影響は、経年機器の方が顕著に出ると懸念する意見や、窒素酸化物の規制があるためにNO_x排出量についての試験実施が必要という意見、ガス機器の中には、ガス品質（窒素等の不純物、メタン価、メタン以外の炭化水素）の変動が影響するものもあるため、熱量バンド制への移行の検討の際には、ガス品質の変動も考慮する必要があるという意見があった。その他、国内で使用されている全てのガス機器についてもれなく調査することは困難であること、必要に応じてユーザー側のヒアリングも必要であるという意見もあった。

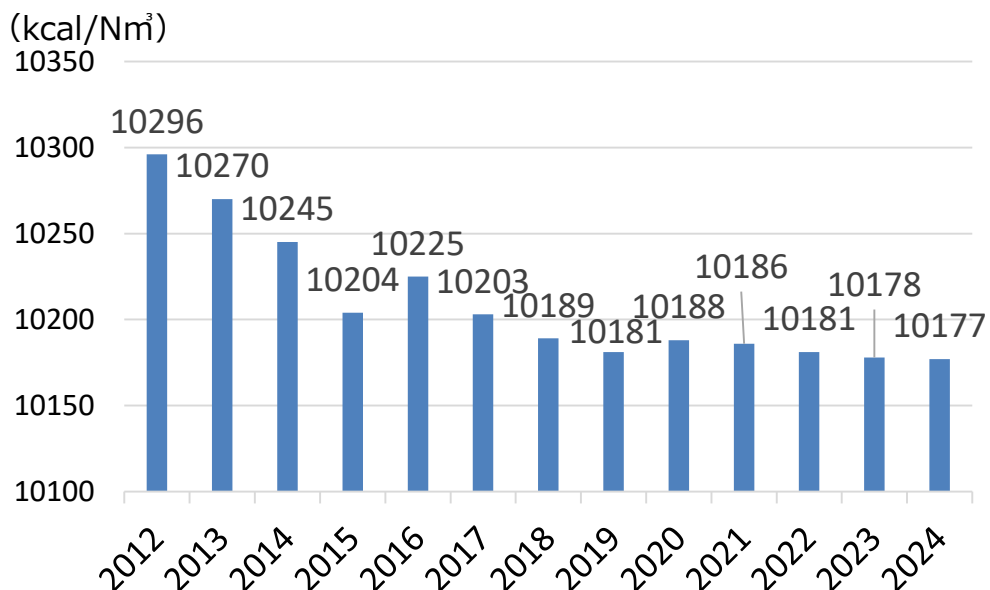
(参考) 諸外国における熱量バンド制の実態調査について (韓国)

- 韓国では、日本と同じく標準熱量制を導入していたが、輸入するLNGの低熱量化やバイオガス等の導入、ロシアからのパイプラインガスの導入可能性に対応するため、2006年から6年かけて、政府、韓国ガス公社 (KOGAS)、都市ガス事業者など様々な利害関係者を中心に熱量バンド制に関する検討が行われ、2012年7月から熱量バンド制を導入した。
- バンド幅は、導入初期の2012年～2014年までと、2015年以降の2段階により導入しており、現在適用されている熱量規制の範囲は41.0～44.4MJ/Nm³となっている。

熱量変動は、制度上は各需給地点の月間加重平均熱量がKOGAS全体の需給地点の月間加重平均熱量の±2%以内になるように制限しているが、実運用上は消費者へ供給する熱量を±2%以内で供給するために、ガスを送出する際の変動幅を±1%に強化して管理している。

- 熱量調整は、LNGのブレンディングを利用しつつ、LNG基地で引き続きLPGを注入して増熱する熱量調整設備を運用している。

(参考 1) 韓国の輸入LNG熱量の見込み



出所) KOGAS都市ガス熱量制度の改善施行

(参考 2) 韓国の熱量バンド制のバンド幅

標準熱量制 ～2012年	熱量バンド制 2012～2014年 (第1段階)	熱量バンド制 2015年～ (第2段階)
(標準熱量) 43.5MJ/Nm ³ (10,400kcal/Nm ³)	(最高熱量) 44.4MJ/Nm ³ (10,600kcal/Nm ³)	(最高熱量) 44.4MJ/Nm ³ (10,600kcal/Nm ³)
(最低熱量) 42.3MJ/Nm ³ (10,100kcal/Nm ³)	(最低熱量) 42.3MJ/Nm ³ (10,100kcal/Nm ³)	(最低熱量) 41.0MJ/Nm ³ (9,800kcal/Nm ³)

(参考) 諸外国における熱量バンド制の実態調査について (欧州)

- 欧州では、1998年にベルギーとイギリスを結ぶ海底パイプラインの完成を契機に、ガス品質を標準化する議論が開始し、業界団体が主導して共通ルールが設定された。その後、ロシア産ガスの流入増加やLNGの導入、欧州全体でのガス市場の統合促進などの観点から、引き続きガス品質の標準化の動きが続いている状況であり、熱量についての標準化は合意されておらず、各国のバンド幅は調達先の熱量が受け入れられるように設定されている。
- 各国の状況として、今回の調査ではベルギー、ドイツ、イギリスを調査した。
ドイツでは、ロシア産、ノルウェー産、オランダ産のガスが供給されており、地域によって支配的なガスが異なる状況となり、季節やロシア産ガスの状況で品質の異なるガスが流れる場合がある。このような地域に立地するプラント工場や発電所では、燃焼効率性や汚染物質の排出、生産品質への影響が懸念されているとのことであった。
- また、ベルギー、ドイツ、イギリスでの2018年の総発熱量 (GCV) の変動実態を見ると、ベルギーでは、±1%未満の変動でありガス品質変動は極めて安定している状況であった。
ドイツ・イギリスでは、1年のうちほとんどで±1%未満の変動だったが、年に数回±2%程度の変動が起きている状況であった。
- 熱量調整については、高カロリーガスを熱量の低いガスを供給している地域に送るために、窒素を注入する熱量調整設備がいくつかのLNG基地、LガスとHガスの接続点で整備されているが、オランダのゲート基地を除いて、それほど利用されていない状況であった。

(参考) 諸外国における熱量バンド制の実態調査について (米国)

- 米国では、2002年から2007年にかけて、業界団体や連邦エネルギー規制委員会 (FERC) で州際パイプラインでのガスの互換性を維持するための議論が行われ、2005年から2007年にかけてFERCから政策・命令が出されて以降、大きな問題提起はされていない。
- 州際パイプラインの熱量変動幅は、FERCの政策・命令により $\pm 2\%$ 以内の変動で運用されている。また、各州の法令でもガスの熱量変動幅について規定されており、今回調査したニューヨーク州では、州法の規定では $\pm 2\%$ 以内の変動は認められているが、運用として地域配給会社に対して $\pm 0.5\%$ 以内の変動とするよう求めていた。
- また、熱量調整については、州際パイプラインに流れる総量に比べ、受入地点で州際パイプラインに入るガスの総量は相対的に小さいことや、州際パイプラインの輸送距離が長く輸送中にガスが十分に混ざるため、熱量調整設備は設置されておらず、ブレンディングで対応している。
- ガス機器への影響は、発電所やガラス産業などのガス品質に敏感な需要家は、自社で熱量計などを備えてガス密度やメタン量などのガス品質を自動計測して調整している。これらの需要家以外は、州際パイプラインの $\pm 2\%$ 以内 (ニューヨーク州では $\pm 0.5\%$ 以内) の変動であれば、ガス機器に問題は生じておらず、特段の対応は取られていない。

(参考) 州際パイプラインに関するFERCの基本方針

- ① 委員会が承認したガス料金タリフに含まれている天然ガス品質や互換性スペックのみ有効
- ② ガス品質や互換性についてのパイプラインの料金条項は、供給の最大化を重視し、安全性と信頼性のバランスをとりつつ、進歩する科学的知見に基づく柔軟性を備える必要がある
- ③ パイプラインの運営者とガスの最終利用者は技術的要求に基づいてガス品質や互換性のスペックを決める
- ④ 技術に基づいた解決策を交渉する際には、パイプラインの運営者や顧客は、NGC+を使用することを推奨する
- ⑤ パイプラインとその顧客がガス品質と互換性に関する紛争を解決できない範囲で、紛争は委員会に提出され、事実と技術的な見直しの記録が残される。

※④のNGC+では、ガスの熱量についてそれぞれの地域の過去の平均的なウォッペ指数から $\pm 4\%$ の変動に収めるように推奨しているが、⑤の事項に従って、ガスの組成と互換性に関する争いに対する命令の中でFERCは6分間で $\pm 2\%$ の変動に納めるべきと判断している。

(参考) 規制改革実施計画の内容 (熱量バンド制)

- 現行の標準熱量制から熱量バンド制への移行については、規制改革実施計画（平成30年6月15日閣議決定）において、直ちに検討開始し、2019年度までに調査・論点整理の上、2020年度結論を目指すこととされた。

<規制改革実施計画（平成30年6月15日 閣議決定）>

- 事項名
No.31 ガス小売市場における競争促進（現行の標準熱量制から熱量バンド制への移行）
- 規制改革の内容
現行の標準熱量制から熱量バンド制への移行について、諸外国における都市ガスの供給状況等を踏まえて検討し、結論を得る。その際、L P G・L N Gの市況、熱量調整に関する燃焼機器及び導管等の供給設備への影響とこれらの対策コスト試算等に関する調査を行い、移行に向けて検討を要する論点の中間整理を行った上で、課金方法や費用負担等に関する制度設計の検討を行う。
- 実施時期
直ちに検討開始、平成31年度までに調査・論点整理の上、平成32年度結論を目指す

第三者利用制度の対象となるLNG基地

- ガス事業法に基づくガス受託製造約款の策定等の義務は、容量が計20万kl以上であって、ガス事業の用に供する導管と接続している液化ガス貯蔵設備を維持・運用する事業者に課されている。
- この整理は、ガスシステム改革小委員会における下記の議論を踏まえたものである。
 - ①タンクの容量が一定規模未満であるLNG基地については、その物理的な制約により、LNG基地の第三者利用に係る強いニーズがあるとは考えにくい
 - ②ガス事業の用に供される導管と直接接続していないLNG基地は、ガス小売事業者間の競争促進に資することが想定されない

<ガス事業法（昭和29年法律第51号）>

（定義）

第二条

9 この法律において「**ガス製造事業**」とは、自らが維持し、及び運用する液化ガス貯蔵設備等を用いてガスを製造する事業であつて、**その事業の用に供する液化ガス貯蔵設備が経済産業省令で定める要件に該当するもの**をいう。

<ガス事業法施行規則（昭和45年通商産業省令第97号）>

（ガス製造事業に該当する液化ガス貯蔵設備の要件）

第五条 法第二条第九項の経済産業省令で定める**要件に該当する液化ガス貯蔵設備は、一の製造所におけるその容量の合計が二十万キロリットル以上のものであつて、ガス事業の用に供する導管と接続しているもの**をいう。

検討の方向性

- ガス小売市場における競争促進のためにガス製造事業者の対象を拡大すべきか、事業者ニーズや新規参入の状況等を踏まえ検討し、2019年度中に結論を得る。
- 検討に当たっては、ガス導管に接続している類型Bの基地を検討対象とする。類型Bの基地に関するニーズ調査では、実現可能性のある利用希望者の存否について広く意見を求めるとともに、基地を運用するガス事業者や海外からのLNG調達事業者へのアンケート等により利用希望の実績を確認する。
- なお、ガス導管に接続しておらずガス事業上の利用ニーズが生じ難い類型Cの基地は検討対象外とする。

ガス受託製造約款策定義務に係るLNG基地の整理

類型	ガス導管との接続	貯蔵容量	ガス受託製造約款策定義務	基地のイメージ
A	接続	20万kl以上	有	● 外航船受入の基地
B	接続	20万kl未満	無※	● 外航船又は内航船受入の小規模基地 ● タンクローリー受入のサテライト基地
C	未接続	—	無※	● 発電事業用の基地 ● タンクローリーへの積替用の基地

※ 適切な条件での第三者利用への対応は、「適正なガス取引についての指針」上の望ましい行為

(参考) 規制改革実施計画の内容 (LNG基地の第三者利用)

- ガス受託製造約款の策定が義務付けられるLNG基地の対象拡大については、規制改革実施計画（平成30年6月15日閣議決定）において、2018年度に検討開始し、2019年度に結論を得ることとされた。

<規制改革実施計画（平成30年6月15日 閣議決定）>

- 事項名
No.36 ガス小売市場における競争促進（LNG基地の第三者利用の促進）
- 規制改革の内容
LNG基地の第三者利用を促進する観点から、以下の措置を講ずる。
 - a 事業者のニーズや新規参入の状況等を踏まえ、利用約款の策定が義務付けられるLNG基地の対象拡大について利用希望者の意見も広く取り入れて検討し、結論を得る。
- 実施時期
a:平成30年度検討開始、平成31年度結論